

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から46年3月まで

私は、昭和60年9月末に会社を退職後、当時、所持していた年金手帳とは別の、色や番号が違う国民年金手帳が見つかり、自分が持っていた年金手帳と見つかった国民年金手帳をA市役所に持って行ったところ、見つかった国民年金手帳は必要ないと言われて市役所に取られた。当該手帳の中の1頁に領収書が貼ってあったことと、親や祖父母が当時学生であった私のために国民年金保険料を納付してくれていたことを記憶している。

当時、父は自営業を営んでおり、十分な資力があつたし、税金や保険料等をきっちり納める性格だったので、一人息子である私の保険料を納付しないわけが無い。また、私の妻の納付記録が、所持していた領収書を提示したことにより、納付済みへと訂正されたこともあり、私の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年12月から46年3月までについて、申立人は、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していた父親は自営業を営んでおり、十分な資力が有り、税金や保険料等をきっちり納める性格だったので、一人息子である私の保険料を納付しないわけが無いとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の父親は、36年4月の制度開始から55年2月に死亡するまでのすべての保険料を納付済みであることが確認できる上、申立人の父親と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている親族4人は制度開始から死亡又は60歳までの被保険者期間のほぼすべての保険料を納付済みであることが確認でき、申立人の父親及び申立人の親族は保険料の納付意識が高

いことがうかがえる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和43年12月6日に任意加入し、同月25日に資格喪失していることが確認できるが、わずか20日で資格喪失する理由は見当たらない。

さらに、申立人は、20歳になったところにB市から実家のあるA市に住所を変更し、その後は同市外への転居は無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、昭和43年12月9日と60年10月1日の2回払い出されていることが確認できる上、申立人の妻の昭和52年度の納付記録が未納とされていたが、所持していた領収書を提示したことにより、納付済みへと訂正されることとなった等、申立人周辺の記録管理が適正になされていなかった可能性がある。

一方、申立期間のうち、昭和43年11月について、申立人は、申立期間は学生であり、20歳になったところにB市から実家のあるA市に住所を変更したとしているところ、申立人が20歳と1か月ごろにあたる同年12月9日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者原票によると、同月6日に任意加入していることが確認できることから、その時期に加入手続したものと考えられ、同年11月の保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人の父親が当該月に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、妻と共に、昭和43年から兄の経営する会社で、従業員として働いていた。46年10月から私が代表を務めることになった際、社会保険の適用事業所でなくなった。それをきっかけに、夫婦共に、国民年金に加入した。保険料については、市役所が委託した集金人のAさんが毎月集金に来てくれており、妻が夫婦二人分を一緒に納めていた。

平成6年に、紛失してしまった年金手帳の再交付をしてもらった。その際、被保険者になった日を「昭和47年10月16日」と記載されているのに気付いた。46年から加入していると思っていたが、役所にミスがあるとは思えなかったもので、そのままにしていた。

ねんきん特別便が届き、昭和46年10月から47年9月までの期間について、保険料を納付しているのに未加入期間とされていたので、訂正を求めたところ、46年10月から47年3月までは未納、同年4月から同年9月までは、納付済みとする旨の記録訂正の回答がきたが、訂正理由についての説明も無い。46年10月から加入し、保険料を納付しているので、申立期間についても納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、加入手続を行ったとする昭和46年10月以降、申立期間を除き、60歳まで国民年金保険料をすべて納付している上、63年12月からは付加保険料も納付しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間を含む昭和46年10月から47年9月までの期間については、

i) 社会保険庁が保管する申立人の被保険者原票によると、49年3月に、申立人の資格取得日について、当初、46年10月16日と記録されていたものが、47年10月16日に訂正され、同時期に6か月分の保険料の還付が行われたとの記録となっている、ii) 同原票の昭和46年度の納付記録欄において、正規に二重線等で訂正するのではなく、不自然に修正された痕跡が認められる、iii) 申立人の記録訂正の求めを端緒に、社会保険事務局では、上記の資格取得日等の訂正処理は誤りであるとし、平成21年3月6日に、資格取得日を当初の昭和46年10月16日とし、47年4月から同年9月までの期間については、未加入期間から納付済期間に記録訂正している経緯が認められるなど、当該期間の年金記録については適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、夫と共に、昭和43年から夫の兄の経営する会社で、従業員として働いていた。46年10月から夫が代表を務めることになった際、社会保険の適用事業所でなくなった。それをきっかけに、夫婦共に、国民年金に加入した。保険料は、市役所が委託した集金人のAさんが毎月集金に来てくれており、私が夫婦二人分を一緒に納めていた。

平成6年に、紛失してしまった年金手帳の再交付をしてもらった。その際、被保険者になった日を「昭和47年10月1日」と記載されているのに気付いた。46年から加入していると思っていたが、役所にミスがあるとは思えなかったもので、そのままにしていた。

ねんきん特別便が届き、昭和46年10月から47年9月までの期間について、保険料を納付しているのに未加入期間とされていたので、訂正を求めたところ、46年10月から47年3月までは未納、同年4月から同年9月までは、納付済みとする旨の記録訂正の回答がきたが、訂正理由についての説明も無い。46年10月から加入し、保険料を納付しているのに、申立期間についても納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、加入手続を行ったとする昭和46年10月以降、申立期間を除き、60歳まで国民年金保険料をすべて納付している上、63年12月からは付加保険料も納付しており、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間を含む昭和46年10月から47年9月までの期間については、

i) 社会保険庁が保管する申立人の被保険者原票によると、49年3月に、申立人の資格取得日について、当初、46年10月16日と記録されていたものが、47年10月1日に訂正され、同時期に6か月分の保険料の還付が行われたとの記録となっている、ii) 同原票の昭和46年度の納付記録欄において、正規に二重線等で訂正するのではなく、不自然に修正された痕跡が認められる、iii) 申立人の記録訂正の求めを端緒に、社会保険事務局では、上記の資格取得日等の訂正処理は誤りであるとし、平成21年2月25日に、資格取得日を当初の昭和46年10月16日とし、47年4月から同年9月までの期間については、未加入期間から納付済期間に記録訂正している経緯が認められるなど、当該期間の年金記録については適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月20日から同年11月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（23年9月20日）及び資格取得日（同年11月6日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月18日から23年4月1日まで
② 昭和23年9月20日から同年11月6日まで

私は、B所を昭和22年4月17日に修了し、翌日から、A社に入社、24年3月22日付けでC社社員になるまで1日も休むこと無く、勤務成績・技能優秀で勤務していたのに、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、同社で勤務していた期間のうち、22年4月18日から23年4月1日までの期間及び23年9月20日から同年11月6日までの期間が欠落している。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和22年4月18日から24年3月22日までA社で勤務したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人は、同社において23年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月20日に同資格を喪失後、同年11月6日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る人事記録の履歴事項の記載内容及び申立人と同職種で勤務していた元同僚の証言から、申立人は、昭和22年4月18日からA社に勤務し、同社に採用される直前の24年3月10日に同社を退職するまで業務内容や勤務形態に変更はなく、継続して勤務して

いたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和23年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人及び複数の同職種の元同僚は、同日に被保険者資格を取得している上、これらの元同僚については、いずれも被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった以後である申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和23年8月1日のA社に係る社会保険事務所の記録から、1,500円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の得喪届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、上記のとおり、C社が保管する申立人に係る人事記録及び元同僚等の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、同社が厚生年金保険の新規適用を受ける前であり、申立期間当時、同社で会計事務を担当していた元従業員も、「厚生年金保険の適用を受けるまで、給与から保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月5日から34年4月1日まで

昭和61年に厚生年金保険の加入記録の確認を社会保険事務所で行った際、A社に勤務していた期間は年金の受給期間に含まれずと書面で回答をもらった。

ところが、ねんきん特別便の年金記録では、A社の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金支給済期間とされていた。私は脱退手当金制度を知らなかったため、脱退手当金の請求などしておらず、脱退手当金を受け取ってもない。

昭和61年に年金記録を確認した時は脱退手当金のことは何も言われなかったのに、その後、年金記録が変わっているのは社会保険事務所の事務処理の誤りとしか思えないので、私の年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の計算の基礎となった申立期間のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿を見ると、申立人の性別は男性と記録されており、申立人の厚生年金保険の記録管理において適切さを欠いている上、仮に当該名簿に基づき脱退手当金を算定したとしても、支給決定された申立期間当時の制度では、男性であれば脱退手当金の受給権は発生しない。

また、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

さらに、脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所が、昭和61年10月21日付けで行った厚生年金保険被保険者期間の回答書には、申立期間の脱退手当金を支給した旨の記載は無く、申立人の支給記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 17 日から 36 年 4 月 25 日まで

私は、平成 14 年に 60 歳に達したので厚生年金の裁定請求をしたところ、昭和 37 年 1 月から 40 年 2 月まで勤務していた会社のみ厚生年金の対象となっており、32 年 5 月から 36 年 4 月まで会社に勤務していた期間に対して、同年 7 月 4 日に脱退手当金を支給したとのことであった。しかし、61 年に記録照会したときには、社会保険事務所の回答では 2 社ともに厚生年金の受給対象になっていたのに、年金を請求するときになって、1 社しか厚生年金を受給できないという回答が変わったのが納得できない。その後、10 年以上、何回も社会保険事務所に足を運んで抗議したが全く取り合ってくれず、年金記録問題が起こったので申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 61 年 10 月 2 日付けで社会保険事務所が発行した厚生年金保険被保険者期間についての回答書には、申立期間（47 か月）とその後の厚生年金保険被保険者期間（37 か月）を合計した 84 か月を実期間とした記載があり、また、当該回答書の欄外には脱退手当金の支給記録についての記載欄があるものの、申立期間の脱退手当金についての記載は無く、申立人の支給記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日（昭和 36 年 7 月 4 日）から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年3月22日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（その後の合併等により、現在は、B社）における資格取得日に係る記録を35年3月22日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月4日から同年2月1日まで
② 昭和35年3月22日から同年4月1日まで

A社に昭和32年1月4日に入社し、54年4月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、B支店に入社時と、C支店に転勤時の計2か月間、厚生年金保険被保険者記録に空白期間があります。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和35年3月22日にA社D支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し（同社B支店の従業員は、同社D支店で厚生年金保険に加入）、同年4月1日にA社において同資格を取得（同社C支店の従業員は、同社本社で厚生年金保険に加入）しており、35年3月22日から同年4月1日までの被保険者記録が無い。

しかしながら、B社から提出された在職証明書及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間②においてもA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の元同僚4人は、「申立人は、休職や退職すること無くB支店から継続してC支店に転勤してきた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①について、B社から提出された在職証明書及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間①においてもA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社D支店に係る被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務し、所在が確認できる元従業員15人に照会し、12人から回答があった結果、申立人が勤務したB支店に入社したと回答した4人のうち3人が、「厚生年金保険の加入記録は入社して2か月から4か月後であり、当時、試用期間があった。」と回答している上、その中の元従業員2人は、「試用期間中には社会保険料の控除は無かったと思う。」と証言している。

また、B社は、申立期間①当時の資料を保存しておらず、当該期間に係る保険料控除等については不明と回答している上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る申立期間当時の被保険者名簿を見ても、資格取得日、処理日等の記載内容について不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（昭和36年2月5日）及び資格取得日（同年4月21日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月5日から同年4月21日まで

私は、昭和36年1月5日から同年10月8日までA社で勤務したが、ねんきん特別便でこの勤務期間のうち同年2月と同年3月の2か月間の厚生年金保険被保険者記録が抜けていることを知った。納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年1月5日から同年10月8日までA社で勤務したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人は、同社において同年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年2月5日に同資格を喪失後、同年4月21日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、申立人と同じ担当として、同職種で勤務していた複数の元同僚は、申立人が、昭和36年1月5日から同年10月8日までA社において業務内容や勤務形態に変更は無く、継続して勤務していたと証言している。また、当該元同僚は、いずれも当該期間において同社における被保険者期間は継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関連資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の得喪届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和27年10月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月30日から28年3月1日まで

私は、申立期間当時、C社（現在は、B社）からA社（昭和55年1月にB社と合併）に出向し、その間も継続して勤務していたにもかかわらず、昭和27年10月30日から28年3月1日までの5か月間の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び退職金計算書並びに雇用保険の記録から、申立人は、昭和27年3月20日から平成5年3月31日まで同社で継続して勤務し（昭和27年10月30日にC社から関連会社であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年3月のA社に係る社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年3月31日から同年5月1日まで

申立期間は、A社B支店から同社C支店に転勤したときの2か月間である。この間、給料は変わりなく支払われていたので、厚生年金保険被保険者期間としての記録が無いのは、転勤時に会社が手続を誤ったためである。詳しく調べて、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者元簿及び雇用保険被保険者記録等から、申立人は、昭和22年9月1日から60年1月31日まで同社に継続して勤務し(28年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和28年2月の社会保険事務所の記録から、同年3月を8,000円とし、同社C支店に係る同年5月の社会保険事務所の記録から、同年4月を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事

務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年4月21日まで

私は、昭和34年3月に大学を卒業した後、A社に入社し、46年8月21日まで勤務した。

ところが、昭和37年10月1日から38年4月21日までの6か月が厚生年金保険の加入月数に入っていない記録になっている。

当時、人事異動により、本社、B支店、C支店、本社と移っていったが、この間はすべて本社の管轄下にあったので、厚生年金保険の加入記録が無いとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録照会回答書によると、同被保険者資格取得日は昭和34年4月1日、離職日は46年8月20日となっていることから、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の辞令発令簿によると、申立人は、昭和37年10月1日にD工場へ異動し、38年4月1日にE工場へ異動していることが確認できるが、同社によると、「申立期間はD工場に勤務していることから、給与関係及び社会保険の事務は本社が行っていた。」としている。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和37年9月の社

会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から同年12月25日まで

私は、昭和42年4月1日にA社に入社して以降、平成20年*月*日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、昭和43年9月1日付けでC工場からB工場に異動した際の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人は、同社において昭和42年4月1日から平成20年*月*日までの間、継続して勤務し（昭和43年9月1日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所の昭和43年12月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる当時の関連資料が保存期間の経過により廃棄されているため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和22年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和14年3月から54年4月にC社に就職するまでの間、A社に継続して勤務していた。22年12月1日に同社B工場から本社工場に転勤した際の厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和14年3月10日に入社し、54年4月1日までの間、同社に継続して在籍していたことが確認できる。

また、A社によると、申立人が昭和22年12月1日にB工場から本社工場へ異動した際に、B工場が申立人の資格喪失日を同年12月1日と届け出るべきところ、誤って同年11月30日との届出を行ったことから、申立人の被保険者期間に1か月の欠落が生じたものと推定され、申立人は継続して勤務しているので、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたものと考えられるとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所の昭和22年10月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、B工場の誤った届出により、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を給与から控除したものの、社会保険事務所への保険料納付の履行は行っていなかったものと認められるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職すると同時に起業し、信用金庫で国民年金の加入手続と口座振替の申出を行い、毎月保険料を振替納付していた。未加入期間の記録があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険を資格喪失した申立期間の直前において、既に被用者年金制度の老齢給付受給資格期間を満たしていたことから、申立期間中は、国民年金制度に加入する義務は無かったが、昭和 61 年 4 月の国民年金法の改正により、同月から国民年金の強制加入の対象となっている。社会保険庁のオンライン記録、市の記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、同年 4 月 1 日に初めて国民年金に強制加入し、同年 4 月分から保険料を納付していることが確認できる。

また、市の記録によると、申立人の資格取得届は昭和 62 年 6 月 17 日に行われており、社会保険庁の記録によると、国民年金手帳記号番号は同年 7 月 3 日に払い出されていることが確認できる上、61 年 4 月から 62 年 3 月分まで(12 か月)の保険料は過年度納付され、同年 7 月からは口座振替により保険料を納付していることが確認でき、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を口座振替により納付していたとする主張とは相違がみられる。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳が初めて受け取った年金手帳であるとしており、申立人に対してこれとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの理由及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から41年2月までの期間及び43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から41年2月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで

申立期間①については、大学を卒業し、就職するために住民票か戸籍が必要となり、昭和41年3月にA町役場に行った時、役場の窓口で、20歳からの国民年金保険料をさかのぼって納付することができるかと勧められたので、その場で国民年金に加入し、現金で保険料を納付した。アルバイトとして勉強の指導をしていたのでお金があり、そのお金で納付した。

申立期間②についても、会社を退職し、A町に戻ってきて、B市役所支所で住所変更の手続をした時に、出張所の職員の誘導のもとに国民年金の手続を行った上で保険料を納付した。

いろいろな書類は平成15年6月に火災ですべて消失してしまった。

また、平成19年に社会保険庁の年金記録問題が報道される以前から、この件で6、7回社会保険事務所を訪ねているが、いつも職員の対応が一定でない。その都度年金手帳はあるかと聞かれるが、3、4年前に年金受給者になる時に手帳を見せた際に「今後はこれら（年金手帳、領収書等）は必要ありませんから。」と言われたから焼却した。そのことを訪問する度、5、6回伝えているが毎回言われる。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、大学を卒業し、就職時に必要な公的資料の交付を受けるため、昭和41年3月に町役場に行った際、役場の窓口で、20

歳からの国民年金保険料をさかのぼって納付することができる」と勧められたので、その場で国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で45年1月に払い出されている上、B市が保管する手帳記号番号払出記録においても夫婦連番で44年12月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立人が41年3月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は、申立期間①の期間については、任意加入の被保険者とされる「学生」であったとしており、任意加入の被保険者の場合、制度上、加入日前にさかのぼって当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間②については、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点において、過年度納付することができる期間となるが、B市が保管している検認記録によると、申立人及びその妻は、昭和44年度及び45年度分の保険料について、それぞれ昭和45年12月15日及び同月1日に夫婦同日で納付した記録が確認でき、申立人及びその妻の納付の連動性は高いことがうかがえる上、申立人の妻については、44年4月から同年10月までの期間については、脱退手当金支給後の厚生年金保険被保険者期間であるにもかかわらず当該期間の保険料を納付したものであり（平成16年8月に誤適用として還付決定されている。）、申立人及びその妻は共に44年4月分の保険料から納付を始めたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から59年4月まで

私は、国民年金の加入手続とその後の国民年金保険料の納付を自分では行っていない。

父親からは、昭和55年4月ごろ、当時20歳の大学生でA市内に住んでいた私に代わって、父親がB町役場の年金窓口で、私の国民年金の加入手続を行い、地区の納付組織で国民年金保険料を納めてきたと聞いている。

一方、母親からは、私の国民年金保険料について、B町役場から、「未納分を一括納入してください。」との通知を受けたので、JA甲支店で現金を用意し、昭和61年5月ごろにB町役場の窓口で納付したと聞いている。これについては、同町役場の職員が、市民税の納付書の裏に、申立期間の国民年金保険料を積算して記載したと思われるメモが残っている。

平成19年12月に、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かったが、私は、父母のいずれかが保険料を納めたことに間違いは無いと思っており、未納であるとの記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、父親が、昭和55年4月ごろにB町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、それ以降、申立期間の国民年金保険料を納付組織により納付していたと聞いているとしているが、当時、申立人の住民登録地はA市であるため、申立人の父親は、B町において、申立人の国民年金の加入手続と申立期間の保険料の納付はできなかったものとみられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B町において、昭和61年5月20日に申立人の妹と連番で払い出されてい

ることが確認できる。申立人の父親が昭和 55 年 4 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行うためには、この頃に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の同手帳記号番号の払出しがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 その一方で、申立人は、母親が、昭和 61 年 5 月ごろに B 町役場で申立人の申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付したとも聞いているとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日(昭和 61 年 5 月 20 日)において、申立期間の保険料は時効により過年度納付できない上、特例納付制度も実施されていなかったことから、申立人の母親は、申立期間の保険料を一括して納付することはできなかったものとみられる。

また、当時、B 町役場の職員が作成したとするメモについては、申立期間の国民年金保険料額を積算したことは読み取れるものの、当該期間の保険料を納付したことまではうかがえない。

- 3 さらに、申立人の父親又は母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から41年3月まで

時期の特定はできないが、私は、母の知人である集金人のAさんに勧められ、国民年金に加入した。Aさんが自宅に集金に来てくれており、毎月もしくは数か月分を納付していた。保険料は月額100円から200円で、ひと月毎の領収書を受け取っていたことを覚えている。昭和48年2月に会社勤めを始めた時にAさんから国民年金手帳を2冊受け取った。

また、私は、昭和38、39年ごろ、B教室で講師をしていた。同教室は、C社の販売所であり、その会社で社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入できると言ってもらったが、私は、国民年金保険料を納めていたので、断ったことを記憶している。また、集金人のAさんとは、約11年間の付き合いで、その間ずっと、国民年金保険料を納付していた。

定年で退職する前、会社の人に勧められ、社会保険事務所に年金受給の相談に行った。その際、国民年金保険料を納付している期間が約7年しかないと聞いて驚いた。納得はできなかったが、取り合ってもらえず、あきらめるしかなかった。その後、年金記録問題が起こり、社会保険事務所に再度確認に行ったが、市役所が保管する記録でも同様だと言われた。しかし、納得できないので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に

別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間とその後の納付済期間を通じて、母親の知人である集金人のA氏に国民年金保険料を納付していたとしているが、市によると、申立期間当時の申立人の居住地では、市が雇用した嘱託推進員が保険料を収納していたが、申立期間において、A氏という嘱託推進員の在籍は確認できないとしており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の母親が、同居していた申立人の妹の国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月に払い出されていることが確認でき、申立人の妹についても、申立期間における保険料は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から39年3月まで

私が20歳になった時、自宅に来られた市役所職員の勧めにより、国民年金に加入した。国民年金保険料については、最初の国民年金手帳が送られてくるまでは納付書で納付し、国民年金手帳が送られてきてからは、毎月、自宅で集金人に納付した。

20歳から転居するまでの間は、保険料を納付しているにもかかわらず、ねんきん特別便によると、20歳から2年8か月分の納付記録が抜けており大変驚いた。納付できないので調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年8月に加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年8月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人が36年8月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、最初の国民年金手帳が送られてくるまでは納付書で保険料を納付したと主張しているが、市によると、申立期間における現年度保険料の納付方法については、原則として集金人による印紙検認方式であり、納付書は発行していないとしており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から22年4月1日まで
昭和19年5月から、A社に就職し、戦後も引き続きそのまま同社で勤務し、22年5月12日に退職した。申立期間は間違い無く同社で勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 元同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは推認できる。

2 しかしながら、当該元同僚の証言及び申立人の供述によると、申立人は、昭和19年5月、学校に行かなかったことを理由に国家総動員法違反とされ、B院（現在は、C少年院）に収容、同院からA社に派遣され、20年8月の終戦までの間、同社で働いたものとみられる。

C少年院は、「当院から会社に派遣された場合は、あくまでも教育の一環であり、派遣された者が厚生年金保険に加入することはない。」としており、申立期間のうち、昭和19年5月1日から、同少年院発行「甲」により少年報国挺身隊が解散し、同隊員の処分が取り消され退院となったことが確認できる20年8月20日までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者ではなかったと推認できる。

3 申立人は、戦後、自身及びB院から一緒にA社に派遣されていた元同僚一人（同社における厚生年金保険被保険者記録無し）は、帰る所も無かったため、給仕・雑用係として同社の寮に住んでいたとしているが、複数の元従業員は、同社は昭和20年9月から同年11月までいったん閉鎖され、同年12月から事業を再開したとしている（社会保険事務所の記録によると、同社は、同年12月31日にいったん全喪）。

また、申立人及び元同僚二人（A社に戦時下の昭和20年5月に入社した者及び同年12月の事業再開時に入社した者）の厚生年金保険被保険者記録は、いずれも同社の二度目の新規適用日である22年4月1日からとなっている上、当該元同僚二人は、いずれも厚生年金保険に加入していない時は保険料を給与から引かれていなかったと証言しており、申立人は、申立期間のうち、20年8月20日から22年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものと推認できる。

4 このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 5 月 30 日まで

A社で勤務していた時の同僚から紹介され、昭和 45 年 6 月から 46 年 5 月まで、B社で勤務した。C社に勤務していた 60 年ごろ、同社の女性事務員に、厚生年金保険被保険者期間を照会してもらった時に受け取ったメモには、B社に勤務していた期間が被保険者期間として記載されているにもかかわらず、平成 19 年に記録を確認に行った時には、同社における被保険者記録が消えていた。いつ、どの様に消えたのか調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

B社の元従業員の証言及び申立人の勤務状況についての詳細な記憶等から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社で社会保険関係の事務手続をしていたとする者は、「本人の申出があった場合に、社会保険の加入手続をしていた。加入手続をしていない者の給与から保険料を控除することは無い。」と証言している。また、社会保険事務所が保管する同社の被保険者原票を見ると、申立期間において、申立人の氏名の記載は無い上、健康保険被保険者証の整理番号は連番になっており、欠番が無く、当該原票の記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人が昭和 60 年ごろ勤務していたC社D支店E営業所の事務員に、自身の厚生年金保険被保険者記録を確認してもらった際に作成されたとするメモには、申立人が申立期間にB社において被保険者であった旨が記載されているが、当該メモを作成してくれたと申立人が記憶する元事務員は、「申立人から厚生年金保険被保険者期間の照会を頼まれたかどうかは記憶していない。しかし、もし、そのようなことを頼まれた場合には、社会保険事務所ではなく、営業所員の社会保険関係手続を行っていたD支店に照会する。」と証言

しており、同支店が保管している、申立人が記載したとみられる入社志願書及び履歴簿の職歴を見ると、当該メモに記載された被保険者期間と一致していることが確認できる。したがって、当該メモは、社会保険事務所の記録ではなく、同支店の所持する上記書類に基づいて作成されたものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 1 日から 18 年 2 月 14 日まで

私は、平成 16 年 7 月 20 日に A 社を解雇され、同年 11 月 1 日に再雇用され、17 年 6 月 4 日の業務中に病気で入院するまで勤務した。その間の労働日数及び労働時間は、正社員の 4 分の 3 以上であるので、当然に厚生年金保険の被保険者として届出されなければならないが、事業主は届出を怠っているため、事業主に厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を命じてほしい。

また、本件については、事業主が振り返って平成 16 年 11 月分から厚生年金保険料を被保険者分も合わせて支払うとしているところ、正社員のころの給与手取り額と、外注とされてからの受け取り金額が同額であることから、外注となった期間に厚生年金保険に加入し、控除されるべき保険料額を負担したも同然であり、振り返って支払うということがその証明となるので、申立期間については保険料控除を認めてしかるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「事業主は、振り返って平成 16 年 11 月分から厚生年金保険料を被保険者分も合わせて支払うとしており、申立人の正社員のころの給与手取り額と、外注とされてからの受け取り金額が同額であることから、外注となった申立期間に厚生年金保険に加入し、控除されるべき保険料額を負担したも同然であり、振り返って支払うということ自体がその証明となるので、申立期間については保険料控除をされていたと認めてしかるべきである。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律では、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかか

ならず、当該保険料を納付する義務を履行していない場合、又は履行したか否か明らかでない場合に救済を行うこととなる。

申立人は、本申立てに当たって、「事業主の陳述書」、「申立人が申立てに係る事業所へ宛てた平成16年12月分から17年5月分並びに同年7月分に係る請求書及び受領した旨の領収書」を提出しており、「事業主の陳述書」を見ると、申立人が、申立期間に、国民年金及び国民健康保険に加入し、事業主は、同社の厚生年金保険に申立人を加入させていなかったことが確認できる。

また、「申立人が申立てに係る事業所へ宛てた平成16年12月分から17年5月分並びに同年7月分に係る請求書及び受領した旨の領収書」を見ても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが確認できない。

そのほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 1 月 19 日まで
② 昭和 36 年 2 月 15 日から同年 11 月まで

私は、A社を退職してからB社に勤める少し前までの間、C社D工場において1年と少し働いていたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者期間が、勤務を開始してから4か月後の1か月間しか無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月から 36 年 11 月までの間、C社D工場において継続して勤務していたとしているが、同社によると、同工場に係る当時の人事記録を廃棄したとしていることから、申立人の勤務期間を特定することが困難な状況にある。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が健康保険整理番号の*番として昭和 36 年 1 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 2 月 15 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、ほかに当該期間の前後において申立人が別途被保険者資格を取得していたとする記録は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、当該記録に不自然な点は見られない。

さらに、C社健康保険組合によると、申立人の健康保険被保険者資格取得年月日については不明であるものの、資格喪失年月日は、社会保険庁の記録と同様に昭和 36 年 2 月 15 日であったとしている上、C社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得及び資格喪失確認通知書を見ると、同社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を同年 1 月 19 日、同資格喪失日を同年 2 月 15 日として、社会保険庁に届け出ており、同通知書の備考欄には「2/14 退職」と

記載されていることが確認できるなど、いずれの記録においても社会保険庁の記録と一致している。

加えて、申立人は、「クリスマスパーティーや海水浴など、C社における同僚との楽しかった思い出を鮮明に記憶している。」としているが、申立人は、当時の同僚の氏名等の記憶は無いとしており、社会保険事務所の記録から、申立期間当時にC社D工場に在籍していた者のうち、連絡先の判明した複数の者から聴取した結果、申立人を記憶している者は確認できたが、勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

昭和 33 年 4 月 1 日に A 社が倒産したため、社長の息子が経営する B 社に転籍し、主任として仕事に従事した。

昭和 34 年 3 月 1 日に C 社の協力会社である D 社に転職し、仕事に従事した。一日たりとも失職したことは無く、給料から健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料も控除されていたはずである。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の元同僚の証言により、申立人が申立てに係る事業所である B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する B 社の被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番は無く、名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、A 社から B 社に申立人と同時期に転籍した他の二人についても、B 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、複数の元同僚に聴取したところ、同社の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しないことが確認できることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B 社は、既に倒産しており、当時の社長及び事務担当者も死亡しているため、当時の状況を確認することはできない。

2 申立期間②について、申立人の詳細な記憶及び元同僚の証言により、申立人が申立てに係る事業所である D 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する D 社の被保険者名簿を見ると、

昭和 33 年 9 月 2 日以降、34 年 11 月 30 日まで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は全く確認できない上、同年 12 月 1 日に同資格を取得した者は、すべて E 社（後の C 社）からの転籍者のみであることが確認できる。

また、申立期間②より前に、D 社において厚生年金保険の記録が確認できる複数の元従業員によると、「社会保険が無かったので、事務所に行き、社会保険加入をお願いした。」、「昭和 31 年 6 月に入社したが、厚生年金保険の記録は 32 年 7 月からしか無い。」と証言しており、申立期間当時、同社においては、厚生年金保険に入社と同時に加入させていなかったことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで

60 歳になったので厚生年金の受給手続に社会保険事務所に赴き、厚生年金の被保険者記録照会を申し立てたところ、A社で勤務した期間の厚生年金の部分が、自ら申し出た記憶が無いのに脱退手当金支給済みになっていた。その当時、脱退手当金をもらえることは全く知らず、もらったような記憶も無いので記録を訂正してもらいたい。また、脱退手当金の支給となっていることの証拠となる書類があるなら見せてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された申立人名の記名押印のある脱退手当金裁定請求書には、申立人が勤務していたときに居住していた住所が記載され、勤務していた事業所の会社名及び住所のゴム印が押された上で、昭和 44 年 4 月 1 日に事業所を管轄する社会保険事務所へ提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定何を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 4 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 10 日から 40 年 9 月 1 日まで

私は、65 歳の年金裁定請求時に、社会保険事務所で、A 社で勤務していた昭和 36 年 7 月 10 日から 40 年 9 月 1 日までの期間に係る脱退手当金が支給されていると説明を受けた。

私は、脱退手当金という制度があることを知らなかったし、A 社を退職する際、脱退手当金を受け取っていないので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 11 月 26 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りも無い上、脱退手当金支給報告書には申立期間の脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 6 月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、A 社を退職後すぐには国民年金に加入していないことから、年金に対する意識が高かったとは考え難く、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 22 日から 47 年 3 月 31 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 11 日まで

私は、昭和 46 年 7 月末に A 社（現在は、B 社）を退職した際に、脱退手当金を請求し受け取ってしまったことは覚えているが、その後、C 社及び D 社に勤務したあと、脱退手当金が社会保険事務所で支払われたことになっていることについては、請求した覚えも受け取った覚えも全く無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 7 月末に A 社を退職した際に脱退手当金を請求し 7 万円前後の額を受け取ったとしているが、社会保険庁の記録によると、同社のみに係る脱退手当金を支給したとする記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する D 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できることから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人は、C 社及び D 社に係る脱退手当金は受給していないとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の加入に伴い発番された厚生年金保険の記号番号により、C 社及び D 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、両社及び A 社における厚生年金保険被保険者期間を通算した期間を対象に計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自

然さうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 1 日から 30 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 26 年 5 月に叔父の会社に就職して、結婚と出産を理由に 30 年 5 月 31 日に退職した。退職時に年金の話は無く、年金が継続することも知らなかった。48 年 9 月に再就職する時に、厚生年金が継続することを知り、主人に社会保険事務所に行ってもらったところ、同事務所の職員に「30 年 8 月 23 日に同姓同名の人が来て、脱退手当金を支払いました。」と言われて驚いた。私は、脱退手当金は、もらっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 30 年 8 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 30 年 8 月 23 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和 42 年 11 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、受給した記憶が無いという主張以外に申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 19 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 29 日から同年 6 月ごろまで

私は、昭和 32 年 4 月 19 日の入社から 42 年 6 月ごろに退職するまでの間、継続して A 社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 4 月 19 日から 42 年 6 月ごろまでの間、A 社において継続して勤務していたとしているところ、事業主によると、「当時の資料は無く確かなことは分からないが、中学を卒業した 4 月ごろに入社し、退職したのは、41 年から 43 年ごろだったと記憶している。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社は昭和 37 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①のうち 32 年 4 月 19 日から 37 年 7 月 31 日までの期間については、適用事業所となっていない期間である。

また、申立期間①のうち昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までの期間については、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、38 年 4 月 1 日付けで申立人を含む 7 人の従業員が厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険記号番号払出簿においても、資格取得日は 38 年 4 月 1 日となっていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、37 年 8 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までの間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。さらに、37 年 8 月 1 日の

A社に係る厚生年金保険の新規適用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員によると、「同社の37年8月1日の新規適用時の従業員の厚生年金保険の加入については、希望者のみが加入したと記憶しており、当時の事業所は、厚生年金保険の被保険者となることは自由に選択できた。」と証言している。

一方、申立期間②については、A社が厚生年金保険に加入した昭和38年4月1日から42年6月までの間に在籍していた元従業員8人のうち、5人によると、「申立人が勤務していたことは覚えているが、退職日については記憶に無い。」と証言しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失時期を特定できない状況である。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和42年4月29日に被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納していることが確認できるとともに、公共職業安定所の申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録を見ると、同年4月28日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
私は昭和 33 年 4 月 1 日にA社に入社し、C校で養成工として訓練を受けていた期間についても給料を受け取り、厚生年金保険料が引かれていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所が保管する人事記録及び申立人が保管する通知表等の資料から、申立人が昭和 33 年 4 月 1 日に同社に入社（C校に入学）したことが確認できるが、社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同社における被保険者資格取得日は 34 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する上記被保険者名簿を見ると、申立人と同じ昭和 34 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が 74 人確認でき、このうちには申立人が 33 年に一緒にC校に入学した同期生であるとする 3 人が含まれていることが確認できる上、申立人は当該 74 人について、2クラスあった同校の同期生の人数にほぼ合致するとしている。

このことについて、A社B事業所は、「当時の資料が保存されていないため、詳細は不明であるが、C校の学生を厚生年金保険に加入させることになったのは、昭和 34 年 4 月 1 日からのようである。」と回答している上、申立人も同社について、「厚生年金保険の加入手続をする前に、給料から同保険料を控除するような会社ではない。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 21 日から 42 年 12 月 1 日まで

申立期間に、私は、子供の学校の都合で実家に在住しており、主人は単身で赴任していたので給与明細等の資料は所持していないが、主人は、Aの建設工事現場やB社か下請けのC社で勤務していて、厚生年金保険に加入していたはずである。調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

県の資料を見ると、申立人が工事に携わったとするAは昭和 32 年度に完成していることが確認できる上、元同僚の証言からも、申立人は、申立期間の当初は、Aの工事現場において、その後もB社の工事現場において勤務したことが推認できる。

しかしながら、C社の当時の代表者は、「申立人とは、申立期間の前の事業所(D社E営業所)から一緒に仕事をした。Aの工事からF市においてB社の厚生年金保険に加入するまでの期間は、皆、一個人としてB社の作業に従事していて、C社はその集団の俗称であり、私も申立期間には国民年金に加入した。」と証言している上、元同僚の一人も、「当時、C社は、数人の出稼ぎ作業員の集団で構成されており、B社の下請けとはされておらず、個人で国民年金に加入した。全員が加入した訳ではなく、希望者のみが国民年金に加入したと思う。B社の厚生年金保険に加入してもらったのは、昭和 42 年 12 月 1 日が最初で、同日に、ようやく正式に同社の下請けとして認められた。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録を見ると、C社の代表者及び上記の元同

僚一人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付している記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、同名簿の整理番号には欠番が無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年6月3日まで
② 平成6年8月31日から同年12月31日まで

昭和25年3月に新制中学を卒業して、同年4月1日からA社に勤務しましたが、厚生年金保険被保険者記録は同年6月3日からになっていますので、同年4月1日からの加入に訂正してください。

昭和60年12月からB社に勤務し、平成7年1月1日に次の会社に移りました。6年8月30日で退職したことになりますが、厚生年金保険被保険者記録を同年12月31日まで認めてください。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元同僚の証言により、申立人が当該期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により所在が確認でき、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人が名前を記憶している元同僚二人は、勤務して数か月は厚生年金保険には加入しなかったと証言している。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が数か月先に入社していたとしている中学校の先輩についても、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間①の前後を通じて整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者資格の取得は昭和60年12月2日、資格喪失は平成6年12月29日であることが確認できることから、申立人が当該期間において、当該事業所に勤務していたこと

は確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立人は平成6年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、喪失時の標準報酬月額が34万円であったことが確認できる。

また、申立人の在職中の標準報酬月額の34万円は、当時の在職老齢年金の制度においては、年金額が全額停止となり受給権が発生しない金額であったところ、社会保険庁の受給権者原簿記録回答票を見ると、申立人は平成6年9月1日に特別支給の老齢厚生年金の裁定請求手続を行い、同年8月31日に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生し、同年9月24日に同年金が裁定され、同年10月14日に同年金の第一回目の支給がされていることが確認できる上、申立人が提出している銀行預金通帳を見ると、申立期間②において、減額されていない同年金及び従前と大きく変わらない金額の給与が振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、申立人は申立期間②において厚生年金保険の資格喪失処理がされたことを認識していたことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 32 年 2 月 28 日まで
昭和 31 年 2 月、姉を頼り A 市から B 市に来ました。姉の夫が C 社に勤めていた関係で、私も同社 B 工場に入社しました。年金記録の調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び元同僚一人の証言から、申立人が申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社B工場の申立期間当時の労務管理課長は、「当時、臨時的に多くの人が入って来た。正社員は、飽くまでも学卒が中心で、現場の人の多くは最初、直用工（いわゆる日雇）で入社し、その後、勤務状況（習熟度、勤務態度等）を見て、臨時工から正社員になる過程を経ている。入社の日から考えると、正社員になるまでには、おおむね1年くらいはかかっていたはずである。」と証言している上、複数の元同僚は、「2年間は試用期間及び臨時工として年金記録は無い。」、「直用工10か月、臨時工4か月の年金記録は無い。」、「臨時工には社会保険は無かった。」とそれぞれ証言している。

また、社会保険事務所が保管しているC社B工場の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 10 日から 45 年 5 月 31 日まで

私は、A社で現場作業員をしていた。当時は、高度成長期で会社にこき使われるような状態であり、危険な作業をしていたのに厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から届いたはがき及び手紙（それぞれ昭和 45 年 5 月 8 日及び同月 12 日付け消印有り）を所持しており、昭和 45 年ごろに同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の供述によると、申立期間当時、正社員ではなく、仕事があるときだけ呼び出されて現場に行っていたとしている上、申立人が所持するA社から届いた上記のはがき及び手紙を見ると、失業保険及び健康保険について日雇である旨の記載が確認できるところ、申立期間当時、同社において申立人と同様の職種であった元従業員は、日雇勤務をしていた約7年間は国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかったと証言している。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 14 人に対し申立人の厚生年金保険の加入状況について照会を行い、7人から回答があったものの、いずれの元従業員からも申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、平成 19 年 4 月 1 日に同社と合併したB社によると、申立人に係る人事記録や賃金台帳等を保存していないとしており、申立てに係る事実を確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無い上、申立期間当時の整理番号に

欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が記憶している元同僚についても、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。